

住宅共済

賃貸保険・補償を拡充

4月1日 ガラス事故や鍵交換も対応

住宅ファミリー共済は4月1日から商品を改定する。同社が販売している「ハトマーク補償（住宅賃貸総合補償保険）」と「ハトマークビジネス補償（事業用賃貸総合補償保険）」について、保険業法等の改正に併せた対応に加え、消費者により分かりやすい保険商品を提供するのが狙い。

ハトマーク補償（住宅賃貸総合補償保険）は、入居者と貸し主からの要望に可能な限り応えるよう補償内容を次のとおり拡大する。

- ▽「窓ガラス・洗面台」不測かつ突発的な事故修理費用保険金を新設する。借用戸室の窓ガラスまたは洗面台が偶然な事故（不測かつ突発的な事故）によって破損し、入居者が貸し主との契約に基づいて緊急的に自己費用で修理した際に30万円を限度に保険金を支払う。
- ▽「ドアロックいたずら事故交換費用保険金」の新設。ドアロックが壊れた場合、その給排水管の修理費用を補償して、たすら（カムや接着剤を押しこむ等異物を注入等）によって損壊が発生し使用不能となった場合に、ドアロックの交換に必要な費用に対して3万円を限度に保険金を支払う。
- ▽「給排水管凍結損害修理費用保険金」の補償額3000万円タイプを

新発売。現行は賠償責任補償保険金額1000万円タイプのみ販売だったが、1000万円超の高額賠償事故の発生を考慮した商品となる。

このほか、ハトマーク補償とハトマークビジネス補償の共通事項として、わかりやすい普通保険約款へ変更する。大幅に構成を変更すると同時に条文数の削減と用語（名称）変更を行う。保険料支払い手続きの多様化や利便性向上も目指し、保険料をコンビニエンスストアなどで支払える払込取扱票やオンライン決済、振り込みの手続きを導入する。